

今月のテーマ

改正後の賃上げ促進税制

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度の賃上げ促進税制は、「(1)全法人(大企業)向け」「(2)特定法人(中堅企業)向け」「(3)中小企業者等向け」に区分されることになりました。令和7年3月期から改正後の賃上げ促進税制が適用される法人が多いと思われませんが、主な改正内容はそれぞれ次の通りとなります。

(1) 全法人(大企業)向け

- ① 適用要件である「マルチステークホルダー方針の公表」が必要な者に「常時使用する従業員の数が2,000人超のもの」が加えられました。
- ② 税額控除割合が次の通りとなりました(最大35%)。

継続雇用者給与等支給増加割合	税額控除割合	控除割合の加算A(※1)	控除割合の加算B(※2)
3%以上	10%	+5%	+5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

(※1) 教育訓練費要件(教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上)を満たす場合

(※2) 子育てとの両立支援、女性活躍支援に関する要件を満たす場合

(2) 特定法人(中堅企業)向け

特定法人(常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数合計数が10,000人を超えるものを除きます)向けに、上記(1)とは異なる税額控除割合が設けられました(最大35%)。

継続雇用者給与等支給増加割合	税額控除割合	控除割合の加算A(※1)	控除割合の加算B(※2)
3%以上	10%	+5%	+5%
4%以上	25%		

(※1) 教育訓練費要件(教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上)を満たす場合

(※2) 子育てとの両立支援、女性活躍支援に関する要件を満たす場合

(3) 中小企業者等向け

- ① 税額控除割合が次の通りとなりました(最大45%)。

雇用者給与等支給増加割合	税額控除割合	控除割合の加算A(※1)	控除割合の加算B(※2)
1.5%以上	15%	+10%	+5%
2.5%以上	30%		

(※1) 教育訓練費要件(教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上)を満たす場合

(※2) 子育てとの両立支援、女性活躍支援に関する要件を満たす場合

- ② 新たに繰越税額控除制度が設けられ、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとされました。

今月のテーマ

改正後の賃上げ促進税制

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度の賃上げ促進税制は、「(1)全法人（大企業）向け」「(2)特定法人（中堅企業）向け」「(3)中小企業者等向け」に区分されることになりました。令和7年3月期から改正後の賃上げ促進税制が適用される法人が多いと思われませんが、その区分に応じた要件の確認、対応が必要となります。

(1) 子育てとの両立支援、女性活躍支援に関する要件

子育てと仕事の両立支援、女性活躍支援につき、下記①②の各区分に応じて○が付されている厚生労働大臣の認定を受けている場合には、税額控除割合に5%を加算することができます。認定内容に応じて要件を満たさない場合もあることにご注意ください。

① 子育てとの両立支援

	旧くるみん トライくるみん トライくるみんプラス	くるみん くるみんプラス	プラチナくるみん プラチナくるみんプラス
全法人向け	×	×	○
特定法人向け	×	×	○
中小企業者等向け	×	○	○

② 女性活躍支援

	えるぼし (1段階目)	えるぼし (2段階目)	えるぼし (3段階目)	プラチナえるぼし
全法人向け	×	×	×	○
特定法人向け	×	×	○	○
中小企業者等向け	×	○	○	○

(2) 中小企業者等向けの繰越税額控除制度

繰越税額控除制度の適用を受けるための要件は次の通りです。

- ① 繰越税額控除制度を適用する事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えること
- ② 中小企業者等向けの措置の税額控除制度の適用を受けた事業年度（中小企業者等向けの措置の税額控除制度の要件を満たす賃上げを実施した事業年度の調整前法人税額が0であって、税額控除額が生じない事業年度を含みます。）以後の各事業年度（繰越税額控除制度の適用を受けない事業年度を含みます。）の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書を添付していること
- ③ 繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付していること

税額控除額は「法人税額×20%」が上限とされていますが、法人税額が生じた事業年度において税額控除額がその上限を超える場合だけでなく、法人税額が生じない（所得金額がマイナスとなる等）場合においても、その後において繰越税額控除制度の適用を受けようとする場合には、確定申告書に繰越税額控除に関する明細書の添付が必要になるものと思われます。